

平成23年

第1回市議会定例会 報告第1号

専決処分の報告について

平成22年8月21日南茅部斎場炉前ホールで発生した換気扇カバー落下に伴う事故による損害賠償の額を平成22年12月20日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成23年2月25日提出

函館市長 西尾正範

1 損害賠償の額

78,500円

2 損害賠償の相手方および損害賠償額

(1) 函館市に在住する70歳代の女性

66,960円

(2) 函館市に在住する80歳代の女性

11,540円